

平成28年12月 3日

ボーイスカウト都道府県連盟
理事長 各位
県連盟コミッショナー 各位

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟
日本連盟コミッショナー 膳師 功



平成28年度冬季の諸活動に向けて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、ボーイスカウト運動へのご尽力ならびに本連盟の運営にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴連盟および所属各地区、団、隊において、冬季の諸活動の準備が進められていることと存じます。つきましては、スカウト活動のより一層の安全への注意喚起を図るため、下記のとおり留意事項を通知いたしますので、貴連盟指導者各位にご周知いただき、安全に対し万全を期されるよう御指導をお願い申し上げます。

敬具

記

<冬季諸活動の留意事項>

1. 活動計画について

冬季は、スキー、スノーボード、スケートなどのウィンタースポーツ、雪中キャンプや雪中ハイキング等、冬の自然が感じられる活動や冬ならではの様々な活動が展開されます。活動時は、スカウトの体力、技能、その日の体調等を考慮し、安全かつ楽しい経験が出来るよう取り組み、夢と冒険心あふれる冬季の諸活動を通じて、スカウトの心身の成長を促す機会にします。そのために、指導者は、教育効果や安全確保を疎かにすることなく、基本どおりプログラムプロセスに沿った十分かつ綿密な計画を作成します。

活動終了後には、万が一に備え、協力の要請をお願いした緊急連絡先や関係機関（病院、警察、消防、関係県連盟等）に、お礼とともに無事終了の報告をお願いします。

2. セーフ・フロム・ハームについて

「セーフ・フロム・ハーム」とは、「全ての危害から守る（安全）」ということです。つまり、全ての人間関係から生ずる「いじめ、虐待(身体的、心理的)、ネグレクト(無視)、搾取」等の危害から守り、安心安全な環境の中で充実した活動を実践しようとする重要な取り組みです。

したがって、スカウト教育の諸活動で、いじめや虐待等が発生しないように周知している「ガイドライン」に沿った活動が展開できるようお願いします。詳細は、「セーフ・フロム・ハーム ガイドブック」(日本連盟ホームページに12月掲載予定、全指導者に冊子をスカウティング誌2017年1月号に同送)をご覧ください。

特に指導者の方におかれましては、活動期間中は、スカウト就寝後の夜間であっても教育時間中であることを認識し禁酒を遵守してください。

3. 安全対策

(1) スキー、スノーボード、スケートの活動時における安全対策

- ①自分の体力や能力、地形や気象の状態、その他の状況に合わせたコースの滑り方に心がけ、自分の技術以上の斜面での滑降やスピードを出し過ぎないように指導します。
- ②事故は、指導者の目の届かない自由滑走時に多く発生していますので、状況に応じた具体的な指示、指導を徹底し安全確保に努めます。

- ③安全用具（ヘルメット、プロテクター、手袋等）の着用に十分配慮します。
- ④スキー場等ではルールを事前に把握し、厳守します。
- ⑤特に引率指導者が重度の怪我を受傷することが多く見受けられます。スカウト同様に十分な安全確保をします。

(2) ノロウイルス等の食中毒の予防

食中毒は夏季に多いイメージがありますが、1年を通じて発生しています。冬季は「ノロウイルス」等のウイルスによる食中毒が発生しやすくなっています。ノロウイルスは、感染力が強く、大規模な食中毒など集団発生を起こしやすいため、餅つき等調理を伴う活動においては、調理者の健康管理、手洗い（トイレに行った後、調理施設に入る前、料理の盛り付け、次の調理作業に入る前等）、調理器具の消毒等、感染防止について一層の啓発と指導を徹底し、肉の生食や加熱不足の肉料理は避けます。

なお、厚生労働省ホームページに食中毒予防に関するリーフレット等各種情報が掲載されていますので、参考にしてください。（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/index.html）

(3) 登山・ハイキングでの安全対策

これらの活動には、道迷い、落石、雪崩、低体温症などの危険があります。危険を予知し対処できるようにします。また、体力増強や体調管理を図り、コンパスワークや読図等のスキルも事前に修得し安全対策の一助とします。

日本連盟ホームページに日本連盟コミッショナー通達「登山・ハイキングの実施に関して」を掲載していますのでご参照ください。（http://www.scout.or.jp/information/comi_tozan_20131218.html）

(4) 天候チェック

活動前に必ず気象予報のチェックを行い、プログラムの実施、変更、延期または中止等適切に状況判断し決定します。

4. 公共マナーの遵守

公共交通機関での移動や公共施設利用時は、他の利用者の見本となるよう「ちかい」と「おきて」の実践に努めて行動します。

5. 各種書類の提出

活動場所や内容に応じて、必要書類を県連盟や行政管轄部署等に提出することが求められています。

- (1) 登山等の活動を実施する場合、登山計画書（登山届）を管轄している警察署等に提出します。
- (2) 活動を県外で行う場合は、隊指導者は団を経由して所属県連盟に県外旅行申請書を提出します。
- (3) 全ての活動において、隊指導者は、実施計画書、安全計画書を必ず事前に作成し、団に提出し承認を得ます。

6. その他

- (1) 冬季は気象条件や環境の変化が厳しいことから、通常時の安全対策に加え、冬季に応じた対策を念入りに行います。
- (2) 活動計画の折には、事前準備を十分行い、実施中は状況に応じた具体的な指示・指導を徹底し安全確保に努め、万が一事故発生の際は迅速で的確な対応がとれるよう取り組みます。そして、スカウト・指導者一人ひとりが安全への意識を高め「自分のことは自分で責任をもつ」心構えの醸成に努めます。
- (3) 日本連盟ホームページから、スカウティング誌に掲載している「野外活動のための安心・安全講座」をとりまとめた冊子のダウンロードが可能です。また、過去の日本連盟コミッショナー通達も掲載されておりますので、併せて活用してください。

以上

この件についてお問い合わせ先：教育開発部 TEL03-5805-2634 FAX03-5805-2908